

**青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正  
する条例**

上記の議案を提出する。

平成 29 年 5 月 10 日

提出者 議会運営委員長 久保 富弘

(説明)

公共施設再編特別委員会における検討結果にもとづき、青梅市議会の議決すべき事件に、東青梅 1 丁目地内諸事業用地等の利活用に関する構想を加えるため、条例を改正する必要があるので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正  
する条例**

青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成 23 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(議決事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止
- (2) 東青梅 1 丁目地内諸事業用地等の利活用に関する構想（以下「利活用構想」という。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止
- (3) 青梅市立総合病院の建て替えに関する基本構想および基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止

第 3 条中「市長または病院事業管理者が前条に規定する基本構想およ

び基本計画の策定、変更または」を「市長が前条第1号に掲げる基本構想および基本計画ならびに同条第2号に掲げる利活用構想の策定、変更または廃止をしようとするとき、ならびに病院事業管理者が同条第3号に掲げる基本構想および基本計画の策定、変更または」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。